



# 訪問看護政策関連ニュース 第6号

訪問看護ステーションは  
住みなれた場所で、自分らしく生きる  
ことを支えます



## 1. 令和9年の介護報酬改定に向けた議論がキックオフ

4月27日(月)に第256回社会保障審議会介護給付費分科会(以下分科会)が開催されました。分科会は令和9年度の介護報酬改定の審議を行う場で、この日は、以下2点について議事が行われました。

- 1) 令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について
- 2) 令和9年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について が議論されました。

令和8年度介護従事者処遇状況等調査は、令和8年改定で介護職員等処遇改善加算に訪問看護等も対象となったことから、調査対象に訪問看護、訪問リハビリを追加する事、調査内容は、給与等の状況、介護職員等処遇改善加算の届出等の状況、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況等が議論された。調査時期は7月、オンライン調査を基本にしつつ、訪問看護は事業所1/10の抽出率で行う予定。

委員からは例年、回収率が4割程度であり、大規模事業所に偏る懸念が示され、調査の広報・周知の徹底が要請されました。

令和9年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方については、以下のスケジュールが示されました。

4月～夏頃 : 主な論点について議論、業者団体等からのヒアリング

10～12月頃 : 具体的な方向性について議論

12月中 : 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめ

※地方自治体における条例の制定・改正に要する期間を踏まえて、基準に関しては、先行してとりまとめを行う。

委員からは、物価の変動も予測不可能であり、改定頻度を2年にすべき、あるいは毎年、期中改定で対応すべき、医療保険との調整が必要な事項も多いため、同時改定の際に行われる中医協委員との意見交換が必要との意見が出されています。

関係資料はこちら [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_72489.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72489.html)

## 2. 令和8年診療報酬改定に関するQ&A

都道府県訪問看護連絡協議会等におかれましても、いろいろなご質問が寄せられていることと存じます。当協会に寄せられた質問のうち、共有しておいた方が良いものを下記に挙げています。

**Q1.** ベースアップ評価料を令和8年6月から算定するためには、令和8年5月中の届出が必要だが、その後は届出することはできないのか。

**A.** 7月以降に訪問看護ベースアップ評価料を算定する場合は、算定を開始する前月までに届出をすれば算定できる。

関係資料はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

**Q2.** 包括型訪問看護療養費の届出をしている建物に訪問している他のステーションが、特別の関係ではなく、かつ、1名のみ訪問している場合は、訪問看護基本療養費Ⅰを算定して良いのか。

**A.** 訪問看護基本療養費Ⅰを算定することができる。

**Q3.** 「C007」訪問看護指示料について、訪問看護指示書の郵送料は訪問看護指示書を交付する医療機関が負担するのか。

**A.** そのとおり。

(事務連絡 令和8年3月23日疑義解釈の送付について(その1) 医科診療報酬点数表関係 問36)

関係資料はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001678310.pdf>

**Q4.** 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の事故発生時の対応等(基準省令第28条関係)において、指定訪問看護に係る安全管理のための基本的な考え方及び具体的方策等についての研修の受講が望ましいことが規定されたが、当該研修の内容は、具体的にはどのようなものがあるか。また、訪問看護ステーションの従業者が当該研修を受講する際の留意点はあるのか。

**A.** 内容については、例えば訪問看護における医療安全の基本的な考え方(医療安全に係る規定や事故発生メカニズム、安全文化の醸成等)、事故発生時の対応(当該利用者の家族や関係機関等への連絡、事故の状況及び事故に際して採った処置に関する記録、損害賠償等)、再発防止策等を含む医療安全に関する内容が想定される。以下の研修を参考にされたい。

① 公益財団法人日本訪問看護財団が厚生労働省「訪問看護における医療安全に関する研修教材作成事業」(厚生労働省令和7年度看護職員確保対策特別事業)により作成した研修教材を用いた研修

② 一般社団法人全国訪問看護事業協会が実施している「訪問看護における医療安全に関する研修会」

訪問看護ステーションは、従業者が当該研修を定期的(年1回、新規採用時を含む。)に研修を受講するよう機会を確保することが望ましい。研修を受講した場合には、研修内容や研修受講状況を記録しておくこと。

(事務連絡 令和8年4月1日疑義解釈の送付について(その2) 訪問看護療養費関係 問2)

関係資料はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001689076.pdf> 以上